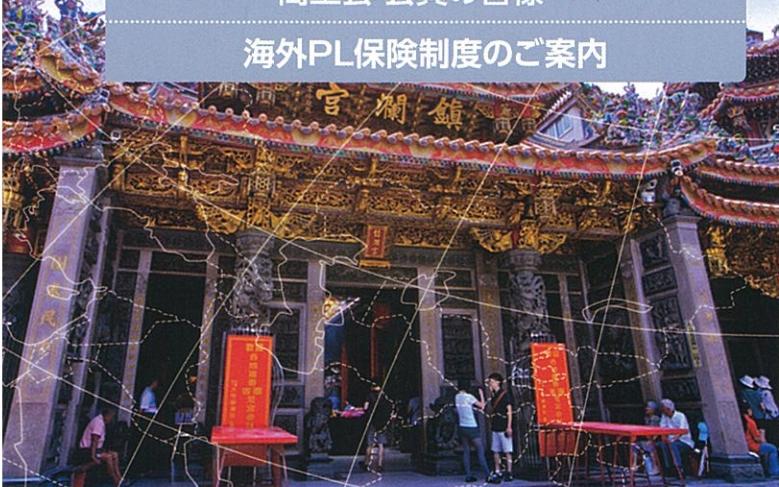


商工会 会員の皆様へ

海外PL保険制度のご案内



商工会の
団体制度であるため、
一般での加入より

割安な
保険料

商工会の
グローバルガード

海外PL保険制度

海外PL保険 [英文生産物賠償責任保険]

保険期間 平成26年1月1日午前0時～平成26年12月31日午後12時

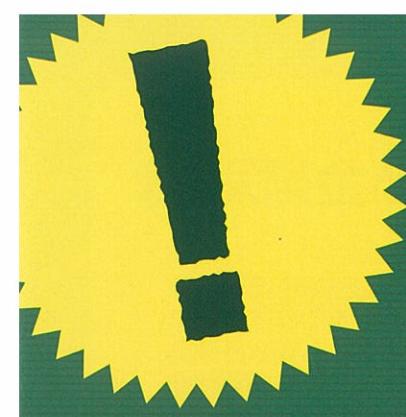
募集期間 平成25年10月15日(火)～平成25年12月25日(水)

●中途加入は毎月受付中

お申込月の翌月1日の午前0時の補償開始でご加入いただけます。
中途加入の場合、補償期間は平成26年12月31日午後12時までです。

全国商工会連合会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd



商工会の海外PL保険制度なら……



貴社の製品が原因で起こった海外でのトラブルに対応します!

1 安心のPL訴訟対応

- 海外PL保険は引受保険会社(東京海上日動)がお客様に代わり示談代行や裁判手続などの訴訟対応をします。(現地の法令等により禁止・制限されている国・地域を除きます。)

2 グローバルな損害サービス体制

- 世界中のどの国でPL事故が発生しても迅速・適切に対応します。
- 引受保険会社(東京海上日動)は、米国をはじめ世界各国に有能な弁護士のネットワークがあります。これらのネットワークを活かして個々の事案にもっとも適した弁護士を選定し、万全の体制で対応します。

3 充実した補償内容

- 取引先から間接的に輸出された製品/外国人旅行客等によって日本国外に持ち出された製品に起因する事故も補償されます(自動セット)。
- 思いがけない海外での事故も補償します。
- 生産物回収費用(リコール費用)も補償します(自動セット)。
- 部品や原材料メーカーのお客様には、不良完成品損害^{*}も補償します(オプション)。

*「不良完成品損害」とは貴社の製品を原材料や部品として使用した完成品等が、不良品となることによる損害です。

4 割安な保険料水準

- 商工会の団体制度であるため、一般での加入より割安な保険料です。
- 最低保険料は10万円から、ご加入いただけます。*

*加入タイプ(支払限度額)がUS \$0.5M(約0.5億円)、保険適用地域が日本、米国、カナダを除く全世界の場合です。

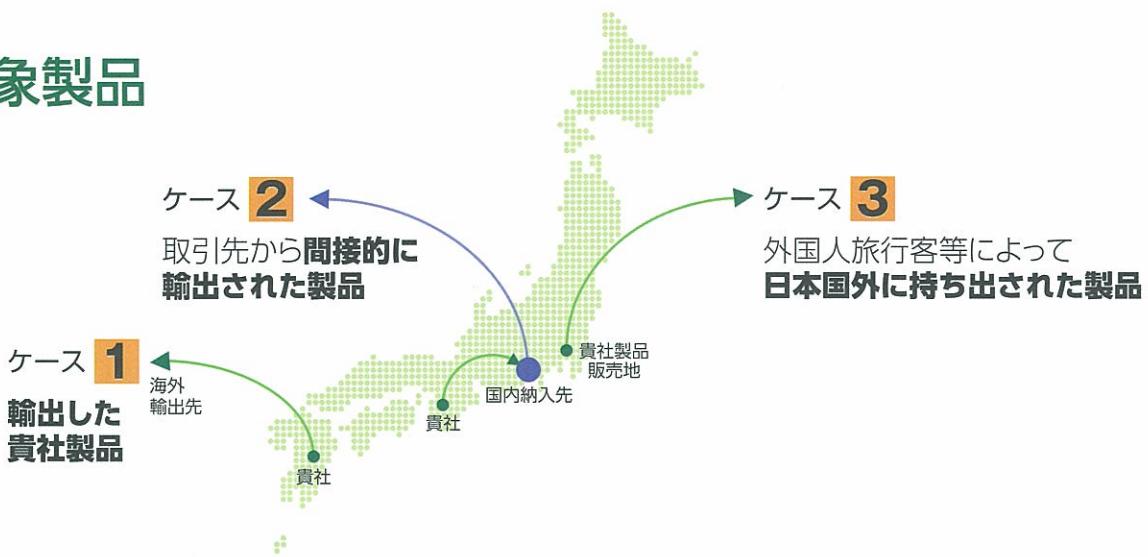
5 簡単な加入手続き

- 支払限度額に応じて5タイプから選んで加入することができます。
- 対象製品、売上高(輸出高)、加入タイプ等で簡単に保険料算出します。
- 保険料は口座振替ですので、キャッシュレスで簡単に加入手続きができます。

海外PL保険補償内容

- ① 貴社製品によって日本国外で対人・対物事故で発生した対人・対物事故について、貴社に対して損害賠償請求がなされた場合に次の保険金を支払います。
- 損害賠償金 弁護士報酬・訴訟費用等の所定の費用
- ② 引受保険会社(東京海上日動)が訴訟対応や示談代行等を行い貴社をサポート
- ③ 生産物回収費用(リコール費用)の補償
(※)支払限度額(1回収/保険期間中)は、上記①の補償の外枠でUS50,000ドル(約500万円)を限度とします。

対象製品



海外危機管理情報提供サービス

※このサービスは保険契約の付帯サービスではありません。別途、お申し込みが必要となります。お申し込みいただいた方のみに提供されるサービスです。

刻々と変化する海外の最新リスク情報、今後のリスク傾向、必要な対策等を整理したレポートを配信することにより、貴社のリスクマネジメント推進をご支援します。

配信レポート一覧

レポート名	発行頻度	記載内容
海外安全トピックス・海外危険日情報	週1回	■海外駐在員・帯同家族・出張者・送り出し側人事担当部署等に資する以下の情報を提供 ■海外安全トピックス 主として直近に発生した「海外における安全」に関するトピックスを世界5地域について、地域毎に3~4件程度取り上げたスポット情報 ■海外危険日情報 向こう2ヶ月間の各国の記念日・注意すべき行事・選挙・国際会議等のスケジュール及び注意事項に関する情報
	随時	■海外安全トピックス(速報版) 海外安全トピックスの対象となるような情報のうち、即効性の高いものについて速報
海外リスクセンサー	随時	全世界で発生又は発生する可能性が高い事象(テロ・災害・感染症・反グローバリズム等)について、その分析・今後の予想・対策等について情報を提供

配信レポートの特徴

- 専門性…各国・地域毎に専門家計7名を配置、高い分析力
- 速報性…①Webを通じてID・PWで閲覧
②緊急性の高い情報はメールベースで配信 等
- 実効性…渡航・滞在の規制や企業としての注意事項を記載



保険金をお支払いする場合

貴社が製造または販売した製品(以下「貴社製品」といいます。)によって日本国外(保険適用地域)において生じた他人の身体の障害または財物の損壊について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に保険金を支払います。

1 お支払する保険金

法律上の損害賠償金 および弁護士報酬・訴訟費用等の

所定の費用(②の費用を含みます)を**支払限度額の範囲で補償**します。

このほか、**生産物回収費用**(リコール費用)も補償対象です。(※)

(※)自動セットされている生産物回収費用担保特約において補償対象となります。

2 事故時のサポート

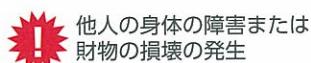
引受保険会社(東京海上日動)が**被保険者の防御**(応訴・示談代行等)を行います※。

(※)現地の法令等により禁止・制限されている国・地域を除きます。

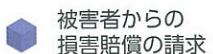
ただし、損害賠償請求の原因となった他人の身体の障害または財物の損壊が、保険契約時に約定された遡及日以降に発生したことが条件になります。

損害賠償請求ベースについて

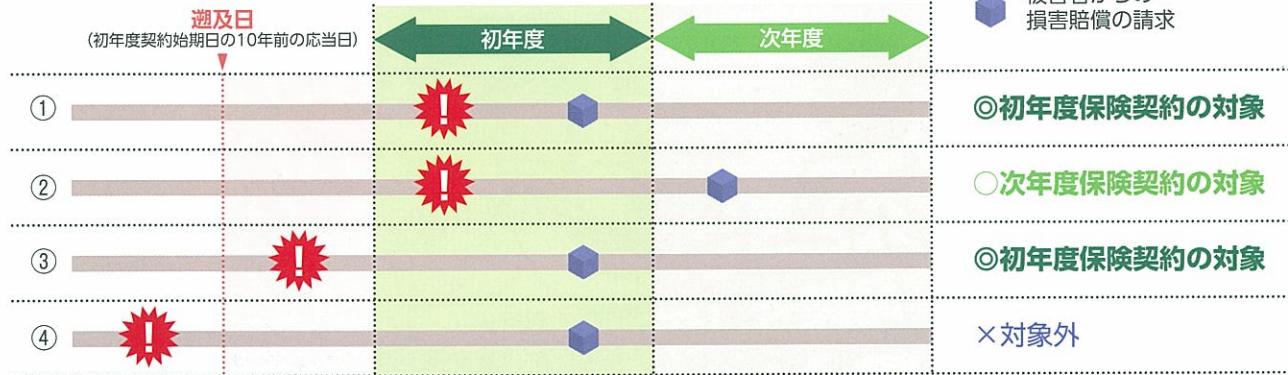
遡及日(初めて本制度に加入された年の始期日の10年前の応当日)より前に発生した事故による損害賠償請求については、補償の対象外となります。



他人の身体の障害または財物の損壊の発生



被害者からの損害賠償の請求



保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- ①貴社製品自体の損壊
- ②貴社製品のリコール
(回収・検査・修繕・交換・使用不能)※
- ③汚染物質の排出・流出等
- ④申告書に記載されていない
ジョイント・ベンチャーの事業運営
- ⑤核物質の危険な特性

- ⑥戦争
- ⑦地震・噴火・津波
- ⑧罰金・制裁金・懲罰的賠償金等
- ⑨アスベスト
- ⑩契約によって加重された責任
- ⑪被保険者が意図または予期していた
身体障害・財物損壊等

等

(※)②については、貴社製品の欠陥等により、他人の身体の障害または財物(貴社製品を除きます。)の物理的損壊を発生させ、または発生させると合理的に予測される貴社製品またはこれを含む製品の回収に要する特定の費用(リコール費用)に限り、自動セットされている生産物回収費用担保特約において補償対象となります。

選べる5タイプと加入条件

Check!

- ① 支払限度額(1請求/保険期間中)は、次の5タイプからお選びいただけます。

0.5百万ドル (5,000万円)	1百万ドル (1億円)	2百万ドル (2億円)	3百万ドル (3億円)	5百万ドル (5億円)
<input type="radio"/>				

(※)支払限度額は、ドル建による設定です。括弧(カッコ)の円建の数値は1ドル=100円で換算した場合の参考数値です。

- ② 保険の適用となる地域をお選びください。

日本を除く全世界	日本・米国・カナダを除く全世界
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- ③ 不良完成品損害の補償をセットしますか (※)部品・原材料メーカーの方はセットをおすすめします。

補償する	補償しない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- ④ 国内関連会社(子会社など)を補償の対象に含めますか

含める	含めない
※会社数をご記入ください。 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
製造会社数	販売会社数

保険料算出に必要な項目

Check!

- ⑤ 製品の輸出を行っていますか?

はい	いいえ
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
● 製品別・輸出地域別に売上高(輸出高)をご申告ください。	
製品名 (※)	
米国・カナダ	百万円
欧州・豪州・ ニュージー ランド・中国	百万円
その 他 (除く日本)	百万円
合 計	百万円
A 貴社製品が原材料・部品として組み込まれて、 輸出される場合がありますか。	
はい	いいえ
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 日本国外からの旅行客が、お土産で貴社製品 を日本国外に持ち出すことがありますか。	
はい	いいえ
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
▼ A B どちらかが「はい」の場合 製品別に日本国内での売上高をご申告ください。	
製品名 (※)	
国内売上高	百万円

(※)複数の製品となる場合は、別紙でそれぞれの製品についてご申告ください。

ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で募集代理店または引受保険会社(東京海上日動)にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
(保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。)

◆ご契約の際のご注意

〈告知事項〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約が無効となります。

(※)引受保険会社(東京海上日動)の代理店には、告知受領権があります。

〈通知事項〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じる場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社(東京海上日動)にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約がある場合は、原則としてこの保険契約が優先して適用されます。詳しくは保険約款の内容によります。

〈責任開始期〉

保険責任は、保険期間(保険のご加入期間)の初日の午前0時(加入依頼書またはセットされる特約条項に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)から開始します。

〈加入者証〉

ご契約後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社(東京海上日動)にお問い合わせください。

〈代理店の業務〉

引受保険会社(東京海上日動)代理店は、引受保険会社(東京海上日動)との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社(東京海上日動)代理店と有効に成立したご契約は、引受保険会社(東京海上日動)と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

このチラシには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間終了時まで保管してご利用ください。保険期間中に、本制度の加入対象者でなくなった場合は、脱退の手続きをいただく必要がありますが、終期までは補償を継続することが可能なケースがあるので、詳細は下記記載のお問合せ先までお問い合わせください。
加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、代理店担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

- この保険契約は、全国商工会連合会を契約者とする全国商工会連合会の会員である団体・協同組合等に加入している会員向け海外PL保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国商工会連合会が有します。「グローバルガード」は、本制度のペッタネームです。
- ご加入の対象となる方は、全国商工会連合会の会員である団体・協同組合等に加入している会員事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

このチラシは、海外PL保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容については、企画書等をご覧ください。また、詳細は普通保険約款、および特約条項によります(団体契約者にお渡ししています)が、保険約款等の内容の確認を希望される方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



Q 現在、国内PL保険*に加入しています。

Q 日本から輸出した製品によって海外で身体障害や財物損壊が発生した場合、
補償されますか？

※中小企業PL保険制度を含みます。

A 国内PL保険では**補償されません**（国内PL保険は、日本国内で発生した身体障害や財物損壊のみを補償します）。別途、グローバルガード（海外PL保険）へのご加入をおすすめします。

Q 海外に直接輸出をしていませんが、自社製品である原材料や部品が、
(商社や完成品メーカーを通じて) 完成品として海外に間接的に輸出されることが
あります。この場合、海外PL保険に加入する必要がありますか？

A グローバルガード（海外PL保険）への**ご加入をおすすめします**。海外でも地域によっては、原材料や部品メーカーであっても、被害者の訴えによりが完成品メーカー等とともに、賠償責任を負担する場合があります。完成品メーカーが手配する海外PL保険において、原材料・部品メーカーを補償の**対象外**とする加入条件となっている場合もあります。自社でのご加入をおすすめします。

Q 海外の販売会社である子会社や取引先を追加被保険者として、
補償対象とすることはできますか？

A 海外現地の法規制により禁じられているものでなければ、**補償対象とすることができます**。海外現地の法規制につきましては、引受保険会社（東京海上日動）にて確認することが可能ですので、海外販売子会社の所在国をご確認の上、募集代理店までお問い合わせください。
なお、日本国内の輸出商社や製造委託先や製造子会社、販売会社や輸出商社などは、追加被保険者として補償することができます（オプション）。

Q グローバルガード（海外PL保険）への加入前に海外へ輸出した製品により、
身体障害や財物損壊が発生し損害賠償請求の訴訟提起をされた場合、
補償対象になりますか？

A グローバルガード（海外PL保険）に**初めて加入された年の始期日の10年前の応当日（以下「遡及日」といいます。）以降**に発生した身体障害や財物損壊による損害賠償請求が、保険期間中になされた場合は**補償されます**。遡及日については次のとおりです。

※制度加入前に既に身体障害や財物損壊があることが明らかな場合は、制度への加入をお控えいただく場合がございます。

初めて加入された年	遡及日
2014年1～12月	2004年1月1日

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

調布市商工会

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当課〉